

清流の国ぎふ森林・環境税

平成 24 年 4 月 1 日からスタートします

岐阜県では、「清流の国ぎふ森林・環境税」を 4 月から導入します。

県内の豊かな森林や清らかな河川が持つ公益的機能を将来にわたり取り入れられるよう、新たに行う森林・環境施策の財源となります。

県内に住所のある方や、事務所・事業所などを有する法人の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

■森林・環境税の使いみち

税金の使いみちを明確にするため、既存の税収と区別し「清流の国ぎふ森林環境基金」に積み立て、毎年必要な額を取り崩して、目的とする施策のための財源とします。さらに、第 3 者機関が各施策の取り組みをチェックし、事業実施後の評価を行うとともに、事業の内容と成果については、県民の皆さんに公表します。

【主な使いみち(例)】

- 水源地域などの森林整備
- 里山林の整備や鳥獣害の防除
- 希少野生生物の保護、外来生物の駆除、流域河川清掃、河川魚道の機能回復
- 教育施設の木造・木質化、木製学習教材、木質燃料ボイラーの導入
- 地域主体の環境保全活動や子どもたちへの環境教育の実施 など



■森林・環境税のしくみ

	個人	法人
納める方	(その年の 1 月 1 日現在で) ○県内に住所がある人 ○県内に家屋敷等を持っている人 ※前年の所得金額が一定基準を下回るなど一定の条件を満たす方は非課税です。	○県内に事務所、事業所などがある法人等
税額	年額 1,000 円	資本金等の額により 年額 2,000 円～ 80,000 円 (県民税均等割標準税率の 10% 相当額)
課税の方法	県民税 (均等割) に上記の額を上乗せ	
徴収の方法	個人市町村民税と合わせて市町村が徴収し、県へ払い込む	法人県民税の申告納付の際に併せて県が徴収
課税の期間	平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間	平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度分

■お問い合わせ先

◎税のしくみについて 岐阜県 総務部 税務課 TEL (058) 272 - 1153 FAX (058) 271 - 3711 E-mail : c11110 @ pref.gifu.lg.jp	◎税の使いみちについて (森林について) 岐阜県 林政部 林政課 TEL (058) 272 - 8470 FAX (058) 278 - 2702 E-mail : c11511 @ pref.gifu.lg.jp	◎税の使いみちについて (環境について) 岐阜県 環境生活部 環境生活政策課 TEL (058) 272 - 8202 FAX (058) 278 - 2605 E-mail : c11260 @ pref.gifu.lg.jp
--	--	--

清流の国ぎふ森林・環境税のホームページ

<http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo-koyo/ringyo-mokuzai-sangyo/kanren-joho/zei/>